

厚木市 里地里山保全等促進計画



	目 次	
	しての利用	25
第1章 計画の基本事項1	5) 観光資源	26
1.1 里地里山とは2	6) 温室効果ガスの削減	26
1.2 計画策定の背景2	3.3 目標の設定	28
1.3 計画の目的5	1) 短期目標	28
1.4 計画の位置付け6	2) 長期目標	29
1.5 計画期間7		
1.6 対象区域と重点地域7	第4章 里地里山保全等のため	の施
	策	32
第2章 厚木市の里地里山の現状と	4.1 里地里山活動の広がりと協定締	結へ
課題9	の支援	34
2.1 里地里山の現状10	1) 里地里山活動の広がりに向けた	支援
1) 荒廃が進む里地里山10		34
2) 人による働きかけの変化11	2) 土地所有者、地域住民等との	合意
3) 里地里山の生物多様性12	形成に向けての支援	34
4) 里地里山の保全活動15	3) 保全活動計画の作成支援	34
2.2 里地里山の課題18	4) 里地里山活動協定の締結の促進	焦 .34
1) 農林業の担い手不足18	4.2 里地里山活動団体の支援	35
2) 農作物の鳥獣被害18	1) 活動団体の認定	35
3) 生物多様性の低下18	2) 認定団体補助金の交付と申請	の支
4) 景観や環境保全機能の低下19	援	35
5) 保全活動の課題19	3) 企業や大学等とのマッチングの場	の提
2.3 課題解決の方向性19	供	35
	4) 後継者等の人材募集・育成に関	する
第3章 計画の目標20	活動支援	36
3.1 基本理念と目指すべき姿21	5) 認定団体間の連携の強化	36
1) 基本理念21	6) 指導者の派遣等の活動支援	36
2) 里地里山の景観・伝統的文化の継	4.3 市民の理解と参加の促進	37
承23	1) 里地里山に親しみを感じる情報	発信
3) 生物多様性の保全23		37
4) 環境教育・自然体験の場24	2) 里地里山へのふれあいの機会の	提供
3.2 里地里山の保全及び活用の在り方		37
25	3) 市民ボランティアの公募	37
1) 活動団体の活性化25	4) 企業ボランティアの協力	38
2) 重点地域の保全25	5) 保全活動の重要性と理解の促進	38
3) 森林のバイオマス利用25	6) 農産物等の活用と地産地消の	促進
4) 企業のCSR·SDGs活動の場と		38

7)	里地里山保全等促進基金への寄附
	と活用38
4.4	里地里山の質の向上への取組39
1)	企業や大学等との連携による調査・研
	究の推進39
2)	保全活動に関する情報、ノウハウの共
	有の促進39
3)	保全等の手法の調査・研究の促進 40
4)	里地里山資源と活動のメニュー化の
	推進40
5)	森林整備を通じた生態系の維持・形
	成40
6)	森林のバイオマスエネルギーとしての利
	活用41
7)	有害鳥獣対策としての環境整備の推
	進41
4.5	施策の状況と今後の予定42
第	5章 計画の推進44
5.1	各主体と役割45
1)	農林業者と地域住民45
2)	都市住民、ボランティア、里地里山活
	動団体45
3)	企業45
4)	大学・専門家46
5)	市46
5.2	推進体制47
5.3	進行管理47
第	6章 資料編48
6.1	厚木市里地里山保全等促進条例
	49
6.2	厚木市里地里山保全等促進条例
-	施行規則54
6.3	各重点地域の評価基準56
1)	評価基準56
,	各重点地域の評価の根拠59

第1章 計画の基本事項



第1章 計画の基本事項

1.1 里地里山とは

里地里山は、自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域概念です。

また、里地里山は人工的な自然であり、人の手による十分な管理が加わる ことで初めて成立する「二次的な自然」です。

かつての里地里山は、農林業生産や生活の営みの場としての役割を担ってきましたが、今日ではこれに加え、「生物多様性の保全」、「森林バイオマス資源の生産」、「景観や伝統的生活文化の継承」、「環境教育や自然体験の場」、「地球温暖化の防止」等の里地里山が持つ多面的機能により、再びその価値が見直されてきています。

1.2 計画策定の背景

里地里山は、多くの市民に潤いと安らぎをもたらす市民共有の財産であり、 かけがえのないものです。

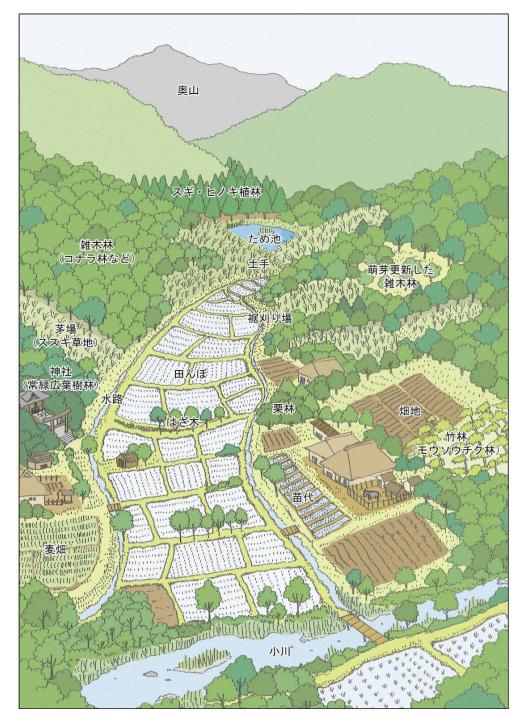
しかし、里地里山の多くは、人々の生活や産業構造の変化、農林業の後継者不足や高齢化等から、その利用が低下し、人の手が入らなくなったことで、多面的機能が失われつつあります。

農林業者や地域住民による維持管理が困難になる中、里地里山を将来に継承していくには、より多様で広域的な支援が必要となります。今後は、農林業者や市民、里地里山活動団体、企業、専門家、市等、幅広い主体が参加する全市的な取組として、里地里山の保全及び活用を進めていく必要があります。

このような背景から、本市では「生物多様性あつぎ戦略」の行動戦略の一つに「里地里山の保全と再生」を位置付け、その具体的施策として、平成 25 年 12 月に「厚木市里地里山保全等促進条例」を制定しました。

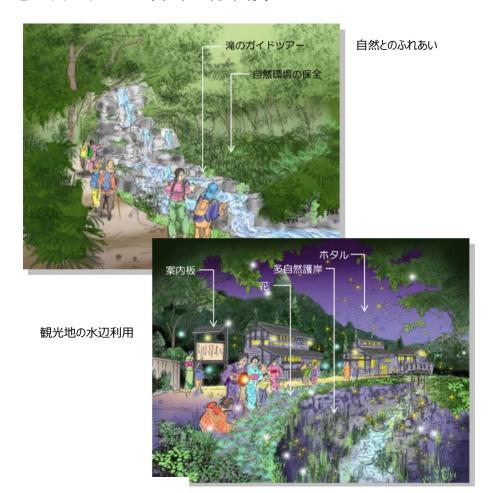
本計画は、この条例を踏まえ、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。

■里地里山のイメージ(昭和初期頃)

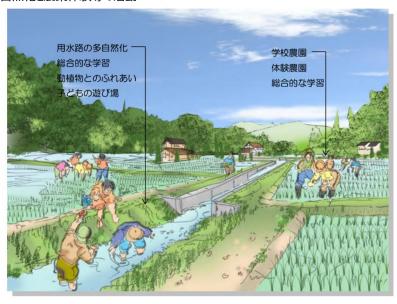


出典:養父志乃夫「自然生態修復工学入門 - 荒廃した里山を蘇らせる - 」 (2002 年 5 月 農山漁村文化協会)の図 1-1 より作成

■里地里山のイメージ(本市の将来像)



水路の多自然化と農業体験等の活動



出典:「水辺ふれあい構想」(厚木市)

1.3 計画の目的

本計画は、厚木市里地里山保全等促進条例の目的達成に向け、本市の 里地里山の保全及び活用に関する目標を示すとともに、条例の基本理念にの っとり、農林業者や市民、里地里山活動団体、企業、専門家、市等の多様 な主体が連携・協働して多様な活動を展開する「新たな協働利用」を促進し、 里地里山の多面的機能を次世代へ継承していくために必要な事項を明らかに するものです。

	従来	今後
●多様な主体 の連携、協働	● 農林業者 ● 市民	 農林業者 市民 専門家 里地里山 活動団体
多様な活動の展開	● 農林業 ● 生活の営み	 教育 環境 地域づくり 健康・福祉 農林業 観光 防災・減災

図 1-1 本計画における主体、活動の従来と今後

1.4 計画の位置付け

本計画は、「厚木市里地里山保全等促進条例」を踏まえ、上位計画である「第 10 次厚木市総合計画」、「第 5 次厚木市環境基本計画」や、関連計画である「厚木市緑の基本計画」、「元気な森づくり整備計画」、「厚木市景観計画」等との連携を図りながら推進していきます。

また、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」及び「かながわ里地里山保全等促進指針」との整合を図りつつ、「生物多様性あつぎ戦略」の行動戦略の一つである「里地里山の保全と再生」に係る実行計画として策定するものです。

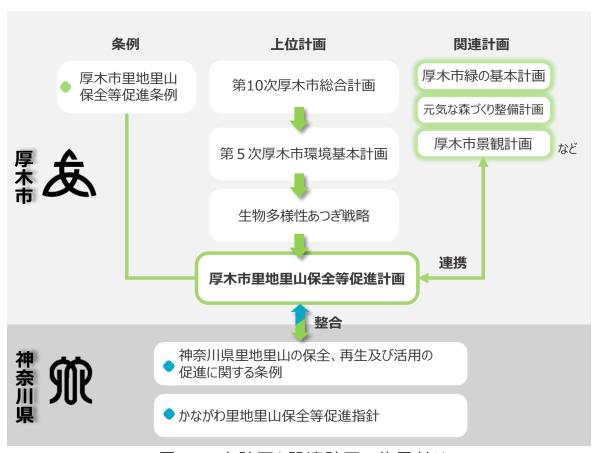


図 1-2 本計画と関連計画の位置付け

1.5 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、第10次厚木市総合計画の第1期 基本計画の計画期間である令和8年度までの6年間とします。



図 1-3 本計画の計画期間

1.6 対象区域と重点地域

厚木市里地里山保全等促進条例では、里地里山を「現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林(その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。)その他これらに類する土地及び集落で構成される地域をいう。」と定義しています。

これを踏まえて、対象とする区域は厚木市全域としつつ、特に里地里山の保全等を図る必要性がある区域として重点地域を設定しています。

重点地域は、市北西部の自然性の高い奥山地域と人間活動が集中する都市地域の中間に位置し、農地や水路、森林と集落が一体的であり、地域住民が主体として保全等に取り組んでいる荻野・小鮎・玉川地域を選定しました。

地域全体の面積は約 4,900ha であり、うち農業振興地域¹の面積は約 2,100ha です。農業振興地域の面積の大部分は現に農地としての活用が図られている場所であり、住宅用地や商工業用地、公園、道路、河川も含まれています。

なお、重点地域における遊休農地の面積は、令和2年3月の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」によると13.5ha(市全体では16.92ha)となっています。

本市では、この重点地域において、支援が必要な拠点を中心に里地里山に関わる保全活動を促進していきます。また、重点地域外においても、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域については、条例の基本理念に照らし積極的に支援します。

¹ 農業振興地域:自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。

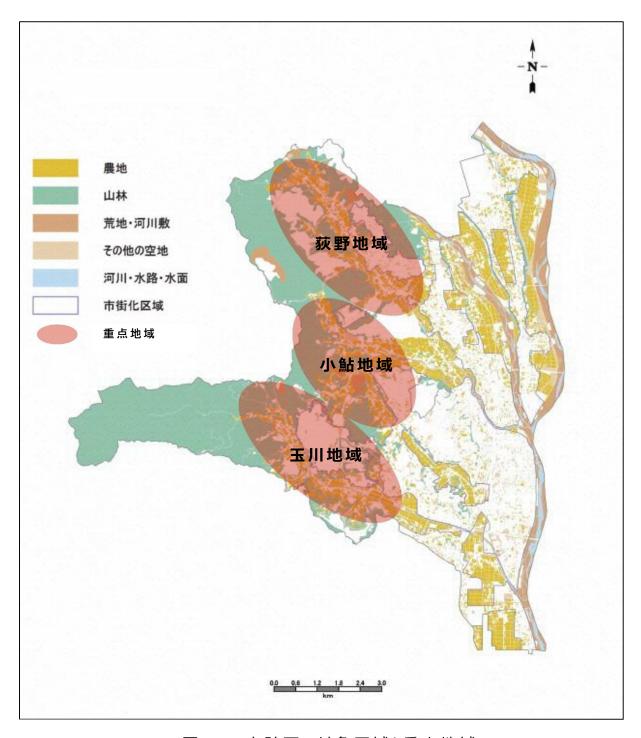


図 1-4 本計画の対象区域と重点地域

第2章 厚木市の里地里山の現状と課題



第2章 厚木市の里地里山の現状と課題

2.1 里地里山の現状

1) 荒廃が進む里地里山

里地里山は、人々が住み生活を送る集落である「里」と、水田や畑等の「農地」、雑木林や竹林等の「山」がモザイク状に一体となった地形に、農林業や生活の営みの中で人々が「自然」に働きかけることで形成された地域です。

厚木市でも昭和 30 年代頃までは、山の湧水を利用した棚田が、七沢地域や荻野地域等で、多く見られました。また、雑木林の木を伐採し、薪や炭等の燃料として利用してきました。

棚田は「田植え、稲刈り、代かきや畔塗りの年間のサイクル」により、雑木林は「10年から20年ごとの伐採や更新」により、維持されてきました。このように、里地里山では、動的な土地利用や循環型の資源利用が行われてきました。

しかし、近年では、農林業者の高齢化が進み、後継者不足等から耕作が放棄される土地も増えています。また、生き物のゆりかごであった水田が畑に変わり、周辺の森林が資源利用されなくなる等、従来の里地里山の自然環境が失われつつあります。



山間に広がる棚田(七沢地域)

2) 人による働きかけの変化

かつての暮らしでは、里地里山から暮らしに欠かせない多くのものを得てきました。薪や建築材料、山野草や果実等の季節の恵み、田畑の肥料となる草、落ち葉等は、季節に応じて山野に入り採取してきました。薪や炭の材料として優れているクヌギ、コナラ等からなる薪炭がは、柴刈りを続けながら、一般には10年から20年で伐採して、新しい林に更新してきたため、樹木は小さく明るい環境が広がっていました。

このような里地里山では、明るい雑木林等に加え、谷戸の水田耕作等のように自然と人為の両方の働きかけを受け、湿地やため池の多様な環境を生じ、そこに適応する多くの生きものが生息・生育する環境となっていました。

しかし、近年では、薪や炭の燃料としての利用や、落ち葉等を肥料とする機会が無くなり、新しい林に更新されなくなったことで、森林生態系への影響が損なわれています。

一言でいうと「文化的な生活」が地域住民に浸透した結果、里地里山に人の手が入りにくくなり、良好な循環の維持が難しくなったということです。

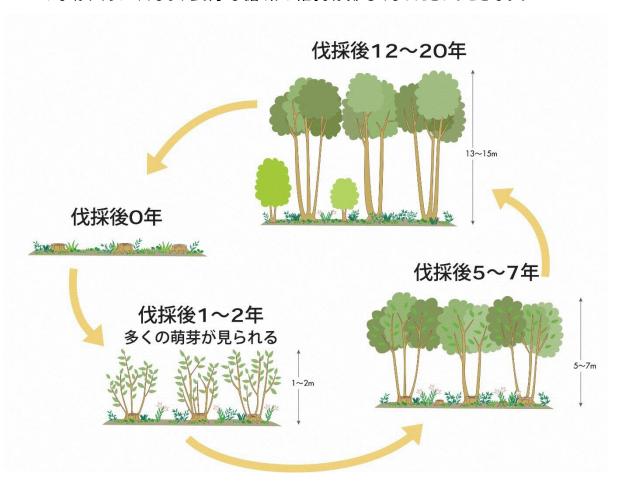


図 2-1 樹林地管理のイメージ

出典:「里地里山パンフレット~古くて新しいいちばん近くにある自然~」(環境省)

3) 里地里山の生物多様性

郷土博物館等の調べで、市内には動物約 5,600 種、植物約 1,700 種が確認・記録されています。また、動植物の主な生息・生育環境として、相模川等の河川や丹沢の山地、七沢、荻野、飯山等の里地里山があげられています。

「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」に記載されたサシバやトウキョウダルマガエル、カワラノギク等の絶滅危惧種の多くも、里地里山を生息環境とする種となっています。



図 2-2 サシバが生息する里地里山環境のイメージ 出典:「生物多様性あつぎ戦略」(厚木市)

(1) 植物相

市内では、クスノキ、スダジイ、クヌギ、アラカシ、コナラから成る雑木林とヒノキ

やスギの植林が多くを占めます。近年では、 モウソウチク、ハチク、マダケ等の竹林が増え ています。

昭和 30 年代頃までは、里地里山の雑木林から肥料や燃料を得るため、下草刈りや間伐が行われていました。このため、林床には適度な日光が入り、土壌も貧栄養が保たれていました。そして、このような環境で生育する、エビネやギンラン、キンランといったランの仲間も見られました。また、ギフチョウの幼虫期の食草となるカンアオイ属も、多



ヤブカンゾウ ・市内の雑木林の林縁部や棚田の 周辺に見られる。

く見られました。

しかし、近年では、管理が容易な化学肥料を用いた農業、電気やガス等の利便性が高いエネルギー、外国産の安い材木の輸入が主流となり、落ち葉や材木を生活で用いる機会がなくなりました。

間伐されない里地里山の樹木は伸び続けることで、林床は暗く、草や花といった植物の生育に適さなくなりました。このように、かつては当然のように見られた植物も、徐々に姿を消していきました。



七沢の広葉樹林

出典:「元気な森づくり整備計画」(厚木市)

(2) 動物相

市内の動物相は、里地里山を生息地とする種が多くを占めます。アズマモグラやノウサギ等の哺乳類、カルガモやコゲラ、シジュウカラ等の鳥類、ニホントカゲ

やヤマカガシ等の爬虫類、アカハライモリやシュレーゲルアオガエル等の両性類、ホトケドジョウ等の魚類、オニヤンマやノコギリクワガタ、カブトムシ等の昆虫類は、いずれも里地里山を代表する種です。

しかし、里地里山の植物相が変わることで、それを食料としていた昆虫等が生息できなくなるなど、動物相も影響を受けます。例えば、ギフチョウは、かつては多く見られましたが、今は絶滅したと言われています。



コゲラ ・市内の雑木林に多く見られる

また、農薬等の利用やコンクリート護岸 工事等により、水田や用水路を住処にしていたゲンゴロウ、ゲンジボタルも大きく数を 減らしました。

これらに代わり、汚染に強い、ウシガエルやアメリカザリガニといった外来種が優占する水辺も増えています。

一方で、里地里山に人の手が入らなくなり、増えた動物も多くいます。イノシシやニホンジカは、元々は奥山に生息していましたが、現在は、雑木林、休耕田、遊休農地



カワセミ

- ・市内の河川や水辺で見られる。
- ・護岸工事等の影響で、固体数は多くはない。

を新たな生息地や餌場として、数を増やしています。そしてイノシシやニホンジカを寄生主とするヤマビルも同様に増えています。



ギフチョウ

出典:「あつぎ郷土博物館 文化財・歴史」(厚木市)

4) 里地里山の保全活動

里地里山は、資源利用など人の手が入ることによって形成される二次的な自然環境です。このため再生には、再度、十分な人の手を入れて管理することが必要です。

現在、市内の重点地域では、地域住民を主体とした里地里山活動団体が、市民ボランティアや企業、大学等と連携し、次のような保全活動を進めています。

活動地域	活動内容
①荻野地域	地域住民を主体とする里地里山活動団体が、遊休農地等を利用し、稲作作業や農地周辺の里山林の下草刈り等の環境整備を実施。保全活動を通じて、棚田の生きものも復活し、地域住民等を対象としたホタルの鑑賞会等も実施しています。この地域では、市の里山体験事業である里山マルチライブプランを平成14年度から実施し、公募の市民ボランティアと連携、協働し保全活動を行っています。 また、鳶尾山の里山整備を目的に除間伐や下草刈り、植樹祭を実施している活動団体や、環境保全型農業に取り組む活動団体もあり、多様な保全活動が実施されています。
②小鮎地域	地域住民を主体とする里地里山活動団体が、遊休農地等を利用したザル菊の栽培、ロウバイの植樹等の維持管理や、遊休農地を畑とし、市民に農業体験の場の提供等を実施。里山景観を後世に残すため、里山整備を積極的に行い、地域活性化を目的とした「花まつり」等のイベントも開催しています。また、保全活動に関わる人たち同士の交流会やワークショップのほか、温泉旅館との連携により、旅館に宿泊して体験農園を楽しむこともできます。
③玉川地域	地域住民を主体とする里地里山活動団体が、遊休農地、畑等を利用した稲作作業や、野菜、果樹等を栽培。そのほかに里山整備、炭焼き、収穫祭等を実施。この地域では、市の里山体験事業である里山マルチライブプランを平成 14 年度から実施し、公募の市民ボランティアや市内の大学、企業と連携、協働し保全活動を行っています。

また、森林の適正な保全を図るため、「元気な森づくり整備計画」に基づき、 人工林や広葉樹林の整備を行うとともに、森林の下草刈り等を行う森林ボラン ティアの育成を行っています。平成 25 年 10 月には厚木市、厚木市森林組合 及びコカ・コーライーストジャパン(株)との三者による「元気な森づくりに関する 協定」の締結、平成 26 年 4 月には厚木市、厚木市農業委員会、J A あつぎが連携して厚木市都市農業支援センター²を開設する等、後継者不足等で管理が難しくなっている農地を、市民や企業と協働で保全及び活用するための取組を推進しています。



市民ボランティア等による稲作作業体験(七沢地域)

² 厚木市都市農業支援センター:遊休農地の増加や農業の担い手の減少等、多様化する課題に連携して取り組むために、厚木市、厚木市農業委員会、JAあつぎの三者で開設。三者の職員が常駐し、それぞれの専門性をいかしながらセンター業務を行っている。

里山マルチライブプランの概要

里山マルチライブプランは、環境学習の実施や棚田の整備、保全及び稲作体験等を通じて、里地里山と人との関わりを取り戻し、本市の豊かな自然環境を保全することを目的として平成 14 年度から始まりました。現在、荻野と七沢の2地区で事業を展開しています(数値は令和元年度末時点)。

1 荻野地区

- (1)実施主体 荻野三つ沢の里山を守る会(会員数 13 人)
- **(2) 活動エリア** 厚木市上荻野字三沢(協定面積約 0.7ha)
- (3)事業概要(年間)
 - ア 事業内容

稲作作業体験(田植え、草取り、稲刈り、脱穀、収穫祭)

イ 実施期間及び回数

6月~11月までの期間で月1回程度実施(年7回程度)

ウ その他

公募の市民ボランティア登録者数は 49 人 令和元年度は延べ 120 人の市民ボランティアが保全活動に参加

2 七沢地区

- (1) 実施主体 七沢里山づくりの会(会員数 12 人)
- (2)活動エリア 厚木市七沢字横畑等(協定面積約 0.2ha)
- (3)事業概要(年間)

ア 事業内容

- (ア) 稲作作業体験(田植え、草取り、稲刈り、脱穀、収穫祭)
- (イ) 棚田の整備、保全及び活用
- (ウ) 里山での水生植物・水生昆虫の生息できる環境づくり

イ 実施期間及び回数

4月~3月までの期間で月1回程度実施(年12回程度)

ウ その他

公募の市民ボランティア登録者は 41 人 令和元年度は延べ 247 人の市民ボランティアが保全活動に参加

2.2 里地里山の課題

1) 農林業の担い手不足

里地里山の環境は、これまで農林業者等の地域の人々が農林業生産や生活の場として利用することにより維持されてきました。里地里山の多面的な機能も、そうした利用を通じて創出されてきたものです。しかし、現在進行している里地里山の問題は、エネルギー革命や営農形態の変化等、社会経済の変化に伴う森林や農地の利用の低下、また、地域住民の高齢化に伴う農林業者や地域コミュニティの活力の低下、さらには、鳥獣被害等が主な要因となっていると考えられます。こうした中で農林業者や地域住民といった従来の担い手だけで里地里山の保全及び活用を進めていくことは困難になってきています。

2) 農作物の鳥獣被害

里地里山においては、農林業者の高齢化による 遊休農地の増加や未収穫作物の放置、狩猟者 の高齢化や減少による捕獲圧³の低下等により、ニ ホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の中・大型哺乳類 の人里への侵入が見られます。これらには、広域獣 害防護柵の設置や追い払いを中心に対策を行っ



ています。また、アライグマやハクビシンといった外来種が畑を荒らす被害も増えており、これらは市からの捕獲許可等で対応しています。しかしながら、依然として農林業や生活に影響が見られています。

3) 生物多様性の低下

里地里山の森林では放置に伴う植生遷移の進行により、タケ・ササ類の侵入、灌木やツル植物の繁茂、高木の大径木化等が進行し、林冠がから日光が入りやすい明るい林から暗い林へと環境が変化しています。また、水田周辺では、遊休農地の増加や水路、ため池の管理不足等によって水辺環



境の多様性が失われつつあり、草地でも採草・放牧等の利用の衰退とともに灌木の侵入・繁茂が進行しています。このような変化は里地里山の環境に依存してきた動植物にとって生息・生育環境の質の低下や喪失を意味し、また、生息状況の悪化や衰退も進んでいます。

³ 捕獲圧:野生の生物を捕獲することにより種の存続や個体群の存続に影響を及ぼすこと。

⁴ 林冠:樹林地において太陽光を受ける頂部のこと。環境省のモニタリングサイト 1000 の植生調査方法では、「林の一番上を覆う樹冠の層」と定義されている。

4) 景観や環境保全機能の低下

里地里山では、耕作されていない土地や手入れが行き届いていない森林が見られ、人の営みと自然が調和した伝統的な里地里山の景観が失われつつあります。また、竹林の侵入や水田の減少により、里地里山が持つ水源涵養5の機能や土砂流出の防止機能の低下も懸念されています。

5) 保全活動の課題

農林業者や地域住民による里地里山の維持管理が困難になる中で、地域の環境や伝統的な生活文化を継承していく観点から、地域住民を主体とする活動団体が、市民ボランティアや企業等とともに里地里山の保全等の活動を行っていますが、実際の活動では、次のような課題も生じています。

- ・ 活動の主体となるメンバーの高齢化
- ・里地里山の維持管理、整備等における費用の問題
- ・ 体験学習等の開催意向はあるが、団体の人員不足による懸念
- ・ 活動時の怪我への対応
- ・鳥獣被害を防止するための、電気柵や防獣ネット等の対策
- ・ 活動に協力してくれる参加者やボランティア等の技術向上や育成
- ・ 熱中症やウイルスへの対策

等

2.3 課題解決の方向性

「現状」と「課題」を踏まえ、計画の目標を設定します。目標の設定にあたり、理想となる「目指すべき姿」を明確にし、保全及び活用の在り方を検討します。検討結果を基に、具体策により短期的に解決できるものを「短期目標」とし、理想をかかげ、より長い時間をかけ解決を図るものを「長期目標」とします。

なお、「課題」は、後述の「施策」により改善を図っていきます。

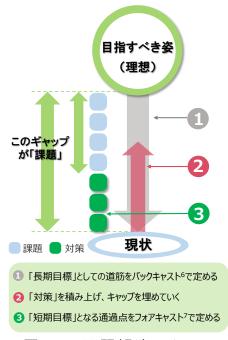


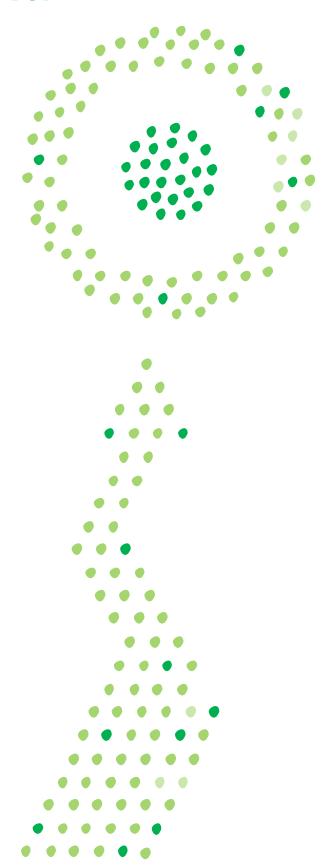
図 2-3 課題解決のイメージ

⁵ 水源涵養:土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が土壌を通過することで、水質が浄化される。

⁶ バックキャスト:将来の目標を定め、理想的な道筋を示す手法。

⁷ フォアキャスト:現状と既知の知見を前提に、実現可能な改善の通過点を示す手法。

第3章 計画の目標



第3章 計画の目標

3.1 基本理念と目指すべき姿

1) 基本理念

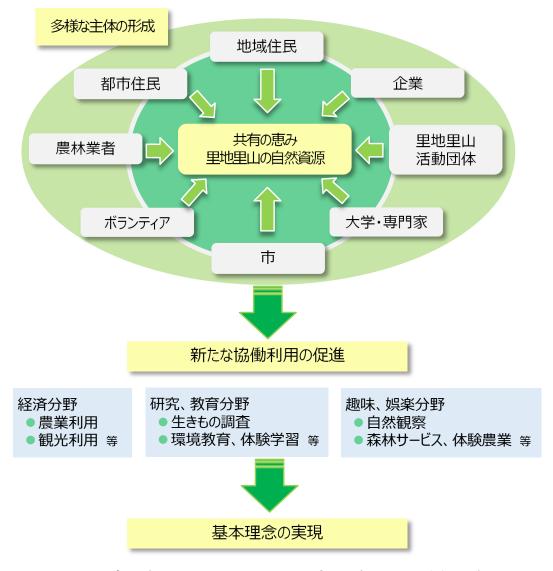
里地里山は、長い年月にわたり地域の人々の営みと自然が関わり合いながら形成されてきたものです。かつては日常的に使われ、暮らしとともにあった里地里山は、経済社会の変化やエネルギー革命等により利用が減少し、遊休農地や手入れの行き届かない森林の増加、籔や竹林の拡大等に加え、生活文化の継承の困難さや動植物の減少等が問題となっています。地域の農林業者の高齢化等により、これまで里地里山の維持を担ってきた農林業者や地域住民が里地里山を引き続き維持していくことが困難になってきています。このため、本市の豊かな自然環境を大切に思う、より多くの方々が里地里山と関わりを持つことが大切です。

里地里山は市民共有の財産であり、里地里山からもたらされる豊かな自然の恵みは、人との継続的な関わりの中から生まれるものです。地域での維持が困難になった里地里山は、市民、里地里山活動団体、企業、専門家、市等、多様な主体による新たな担い手とともに、里地里山の「新たな協働利用」を進めながら保全及び活用を図っていきます。

基本理念



里地里山の自然資源を共有の恵みと捉え、 多様な主体による「新たな協働利用」の促進



里地里山の多面的機能の発揮 ⇒ 市民の健康で心豊かな生活の確保

- 身近な自然による「心のやすらぎ」や「大気環境の改善」による健康増進
- 多様な生きものの生息、生育環境の確保による生物多様性・環境共生
- 里山の保全による災害や気候変動の緩和 等

図 3-1 本計画における基本理念のイメージ

2) 里地里山の景観・伝統的文化の継承

集落と水田や雑木林、小川、ため池等が一体となった里地里山の景観は、各地域の自然的・社会的条件に応じて多様であり、それぞれがふるさとの「原風景」として地域住民の心のよりどころとなってきました。

また、里地里山では、長年にわたる人と自然の 関わりを通じて培われた地域固有の「食」や工 芸、伝統行事等の生活文化が伝えられてきまし た。



今日、地域とのふれあいや地域らしさを求める観光への志向の高まりに伴い、このような里地里山の景観や生活文化は、エコツーリズム®やグリーンツーリズム®の対象として注目されつつあり、地域活性化の新たな資源としての期待が高まっています。こうした景観や生活文化の基盤としても里地里山の適切な保全を図っていく必要があります。

3) 生物多様性の保全

里地里山の環境は、長い歴史を通して、農林 業や生活の営み等を通じ自然に働きかけることに よって形づくられ維持されてきたものです。定期的 に伐採や下草刈りが行われてきた雑木林や草 地、農業用水として管理されてきた水田周辺の 水路、ため池等、里地里山には多様な生きもの の生息環境が形成され、こうした環境を好む特 有の生きものの生息・生育の場となってきました。



これらの動植物の中には、氷河期が終わって日本列島が温暖化する中で、落葉広葉樹林や草原等をすみかにして生き延びてきた遺存種や日本の固有種も多く含まれています。

このような里地里山は、奥山等に残された原生的な自然とともに本市の生物多様性を支える重要な地域といえます。しかし昭和30年代以降、管理の衰退等に伴い、雑木林、草原のチョウや草本類、水田地帯の淡水魚類等、かつて身近に見られた里地里山の動植物の衰退が進んでおり、それらの中には絶滅の危機に瀕しているものも少なくありません。

国の絶滅危倶種が集中している地域のうち、その半数近くが里地里山地域

⁸ エコツーリズム:自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方。

⁹ グリーンツーリズム:農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

に分布しています。里地里山の生物多様性は長い年月にわたる人と自然との 共生が作り上げてきたものであり、里地里山の環境の適切な保全を図っていく 必要があります。

4) 環境教育・自然体験の場

都市化が進行する一方で、市民の自然とのふれあいの機会が減少しており、特に子供たちの自然離れが憂慮されています。遊びや生活の中で豊かな自然や生きものと接し、交流した体験は、その後の健全な心身の発達に欠かせないものとされています。

居住地周辺にあって多様な生きものや景観、生活文化を有する里地里山は、自然観察等の環境教育・環境学習のみならず、農林業体験や里山活動体験等、様々な体験活動の場としての活用が可能であり、市内のいくつかの地域でもこのような活動が活発に実施されています。これらの活動は、「持続可能な開発のための教育(ESD)¹⁰」として活用することで、持続可能な環境や社会を実現する人材の育成にもつながり、近年重要となっている SDGs の目標達成にも貢献するものです。

また、最近は、中高年層を中心に社会貢献活動の対象として里山整備等への関心が高まっており、これらの教育・体験活動のフィールドとしても里地里山の適切な保全及び活用を図っていく必要があります。

里地里山の保全と SDG s

1) SDG s とは

【Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)】の略で、2015 年 9 月の国連サミットで採択されました。国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の目標と 169 のターゲットがあります。 なお、教育は SDGs の目標 4 に位置付けられており、ESD はターゲット 4.7 に記載されています。

2) 里地里山の保全とSDGs

里地里山の保全は、水源涵養機能の回復、生物多様性の保全、環境教育・自然体験の場の提供、未病の改善(P.25 参照)、バイオマス資源の生産等、様々な役割を期待されています。これらは SDGs の目標のうち、次の目標達成に向けた取組となります。











¹⁰ 持続可能な開発のための教育(ESD):【Education for Sustainable Development】の略で、2014 年 11 月に国連教育科学文化機関(ユネスコ)と日本政府の共催により、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を開催した。持続可能な社会の創造を目指す学習や活動から、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を指す。

3.2 里地里山の保全及び活用の在り方

里地里山は、農業生産など日々の暮らしの「必然性」から生じた環境です。

しかし、現在の利便性の高い生活から、かつての里地里山が形成されていた時代に戻ることは困難です。このため、里地里山の維持に向け、主に活動団体がボランティアや市の支援を受けながら、保全活動を実施しています。

また、里地里山の再生には、かつてと同様に保全される「必然性」が不可欠です。

例えば、経済活動を伴う必然性であれば、ボランティアや市の支援を受けなくても、持続的に里地里山の環境は保全されます。ただし、経済活動に伴う過度な利用は、里地里山の荒廃を招く原因にもなり得るため、利用と保全のバランスが重要となります。

1) 活動団体の活性化

現在、3つの重点地域では、市で認定した7つの活動団体が里地里山の保全を実施しています。

これらの団体が今後も継続し、さらに発展するには、参加者の増加、若手後継者の育成、引き続きの地域の理解が必要となります。そして、保全活動のさらなる向上に向けて、認定団体間の協力及び連携の強化を目指します。

2) 重点地域の保全

里地里山保全の重点地域は、現地調査や認定団体へのヒアリングで得られた情報を体系的に整理し、現状と目標の見える化を進めます。

今後も、現地調査等を継続し、現状把握や目標の進捗状況の確認に努め、より高い目標への再設定や目標の変更を検討していきます。

3) 森林のバイオマス利用

バイオマス資源の利用技術の発展に伴い、里地里山にストックされている人工林や雑木林の森林資源やススキ等の草木質資源は、新たな経済資源としての活用が期待されています。

木質バイオマスの活用には、現在、搬出コストや搬出方法、資源の安定的な確保等の課題はありますが、里地里山を適切に管理し、森林をバイオマス資源として利用することは生物多様性の保全にもつながることから、活用について引き続き研究していきます。

4) 企業のCSR・SDGs活動の場としての利用

企業が CSR 活動等を通じ保全活動に関わることで、参加企業のイメージ向上とともに、里地里山の活性化にもつながります。また近年では、企業の SDGs

に対する関心の高まりもあり、SDG s を意識した取組を始める企業が増えています。なお、里地里山の保全は SDG s のゴールのうち、15 番目の目標である「陸の豊かさも守ろう」と密接に結びついています。

このような企業の活動からは、ボランティアによる認定団体への労働力の提供や、資金援助等が期待されます。

5) 観光資源

観光資源として里地里山を有効活用することは財政基盤の確保に加え、 地域資源の地産地消の促進にもつながります。

地方自治体では、企業と連携し、観光に関連させた保全の取組を進めるものがあり、鉄道会社のウォーキングイベントで里地里山をコースにすることや、自治体と企業が連携した地域の祭の開催等が行われています。こうした里地里山の観光利用により、地域の活性化、市民や都市住民の里山に対する理解の促進が期待できます。

6) 温室効果ガスの削減

地球温暖化防止への取組が国、地方公共団体、企業、国民それぞれに要請されている中で、森林資源等を活用した CO2 吸収や排出削減の促進も期待されています。

間伐等の適切な森林管理を行うことで、里地里山にCO2吸収源としての機能を十分に発揮させることができます。また、適切な森林管理や農業生産から生み出される木材や草木質系バイオマスを活用することにより、CO2の排出削減にも貢献できます。

また、国や一部の地方公共団体では、これらの吸収・排出削減量をクレジット¹¹として認証する仕組みも構築されています。クレジットは経済的価値を持つため、ここで得た資金を保全活動に用いることもできます。

こうした仕組みを活用しつつ、適切な森林・農地管理の推進や木材・草木質系バイオマスの利活用を通じて、里地里山は地球温暖化防止にも大きな役割を果たすことができます。

¹¹ クレジット: 金銭的取引の対象となる価値。購入することで自ら温室効果ガスの排出を削減したとみなすことが可能となる。

未病の改善

神奈川県では、健康寿命を延ばすための取組として、平成 29 年に「かながわ未病改善宣言」を発表し、すべての世代が未病を自分のこととして考え、行動していくよう対策を進めています。また国としても、令和2年3月には、「未病」の定義が盛り込まれた第2期「健康・医療戦略」が閣議決定されました。

「未病」とは?

心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、このすべての変化の過程を表す概念です。「未病改善」により、心身をより健康な状態に近づけていくことが重要となっています。



心身をより健康な状態に近づけていくための未病改善への取組として、運動や社会 参加(ボランティアや趣味の活動等)で里地里山を活用することができます。

例えば、本市の里地里山保全地域にある七沢森林公園は、平成 19 年 3 月に心身の癒し効果があると言われる「森林セラピー基地」の認定を受けています。

厚木市の森林セラピーについては、市ホームページでも案内を行っています。

「森林セラピー」・「森林セラピー基地」とは?

「森林セラピー」とは、医学的エビデンス(検証結果)を基礎とした森林の快適性 増進効果、癒し効果等をいかし、心と身体の健康維持、増進等に活用していく取組 の総称です。

「森林セラピー基地」とは、リラックス効果が実証され、さらに、関連施設等の自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域のことです。より快適に森林セラピーを受けることのできる「整備された森林環境」と、検証に基づく「生理・心理的効果」がともに認められる場合に、森林セラピー基地の認定を受けることができます。

3.3 目標の設定

計画の目標は、重点地域を対象に、短期的な目標と将来的な長期目標の2種類を設定します。

1) 短期目標

重点地域の各拠点では、里地里山の保全活動が根付いたものになってきています。短期的には、これを継続的なものとするため今後も取組を続け、さらに活動を発展させていくことが大切な目標になります。

短期目標:継続的な里地里山の保全活動を通じて、 拠点間ネットワークの形成を目指します。

このため、里地里山への関心の喚起、普及啓発、協定の締結促進と認定、各種活動支援、活動団体と市民や企業との交流等を通じた保全活動の継続に加え、拠点間のネットワークを形成及び強化してくことが重要です。

条例を着実に運用するためには、「活動団体」と「その活動団体が里地里山保全等地域で活動するための活動協定」の認定数を充実させる必要があることから、今後も新たな活動団体及び活動協定の認定を目指していきます。また、対象面積の数値目標として、令和8年度までに6.5 haの達成を目指します。

■里地里山活動認定の対象面積

令和 2 年度末(現状)	令和	18年度(目標)
6.0 ha		6.5 ha

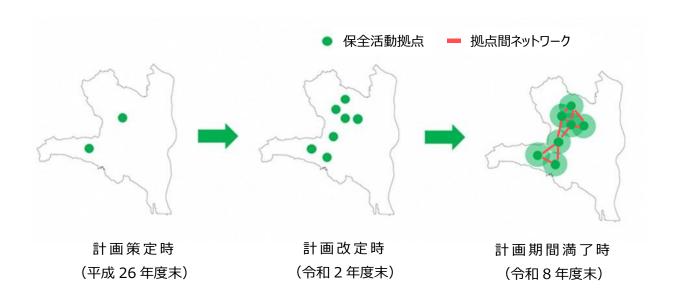


図 3-2 保全活動拠点のネットワーク化のイメージ

2) 長期目標

(1) 全体目標



長期目標:里地里山の多面的機能を次世代へ継承し 心豊かな自然共生社会の実現を目指します。

短期目標で掲げた保全活動の拠点間ネットワークを中心に、長期目標では里地里山の保全等に向けた取組を波及させることや、里地里山のさらなる質の向上を目指します。里地里山を持つあらゆる地域において、保全を行う活動団体と活動協定を認定するとともに、農林業者や市民、里地里山活動団体、企業、専門家、市等の多様な主体が交流し多様な保全活動を行うことで、里地里山の多面的機能を次世代へ継承し、その結果、市民の誰もが豊かな自然の恵みを享受しながら、健康で心豊かな生活の確保に寄与する自然共生社会の実現を目指します。

(2) 各重点地域の目標

重点地域の現地調査や認定団体へのヒアリングから、現状と目標を整理しました。現状と目標は、評価基準(資料編表 6-1)を定めて評価の根拠(資料編表 6-2から表 6-4)を基に整理しました。

a 玉川地域

玉川地域は、丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園も含み、自然環境に恵まれた地域です。

しかし、地域の人口は減少傾向であり、保全活動の主体となる認定団体の後継者不足の課題があります。また、里地里山の荒廃が進み、かつて見られたイタチやキツネは減り、代わってイノシシやニホンジカが増加しています。

このため、目標は、認定団体の活動継続、生物多様性の回復が主となります。

認定団体の活動を継続していくため、会員増加に向けた魅力ある自然の情報発信、人材育成プログラムにより後継者の育成を進めます。

また、保全活動を活性化し、サシバ等の猛禽類やホトケドジョウといった絶滅危惧種、ゲンジボタル等の代表種が、地域の里地里山の風景として見られるような、環境の整備を進めていきます。

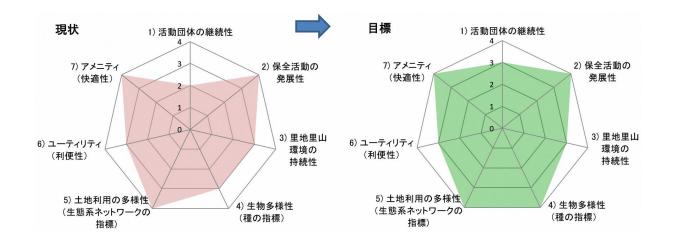


図 3-3 玉川地域の現状と目標

b 小鮎地域

小 鮎 地 域では、認 定 団 体 が活 動 するフィールドは農 地 が中 心となっており、 里 山 の樹 林 地 等 に対しては、直 接 的 な働きかけが難しい状 況 にあります。

しかし、地域の信仰や民俗に近接した活動場所であることから、神社仏閣等の多くの文化財に恵まれています。また、今後の活動として、周辺の水辺環境の再生に取り組む意向を持つ認定団体もあります。

そこで、目標は、フィールドをいかした様々な体験メニューにより、保全活動を活性化し、会員やボランティアの増加に繋げていくことで、バランス良く里地里山の保全を進めます。

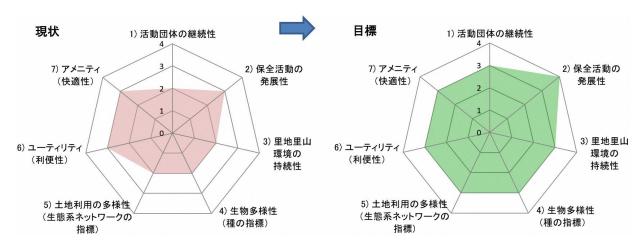


図 3-4 小鮎地域の現状と目標

c 荻野地域

荻野地域では、山林、谷戸田、平地の水田等、様々なフィールドで認定団体が活動しており、植樹から米作りまで様々な体験の場を提供しています。

田植え後の谷戸田の景観、アイガモを取り入れた稲作、春の桜や秋の紅葉等は、いずれも地域の資源となります。一方で、イノシシやニホンジカの鳥獣被害やヤマビルの増加等の課題もあります。ウシガエルやアメリカザリガニといった外来種の問題も、解消されてはいません。

そこで、目標は、今ある地域資源をいかしつつ、害獣駆除等の手法も用いることで、里地里山の生態系の再生を進めていきます。

また、後継者育成への取組を始めた認定団体もあり、ノウハウの他地域への水平展開も進めていきます。この地域の認定団体が連携することによって、一体的な里地里山の保全を進めることができます。

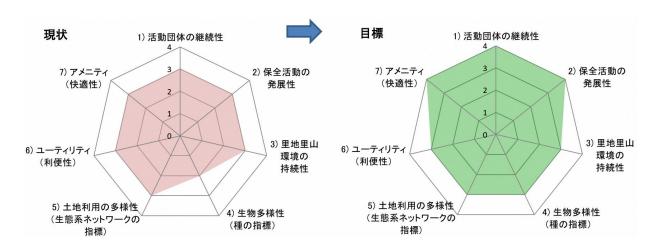
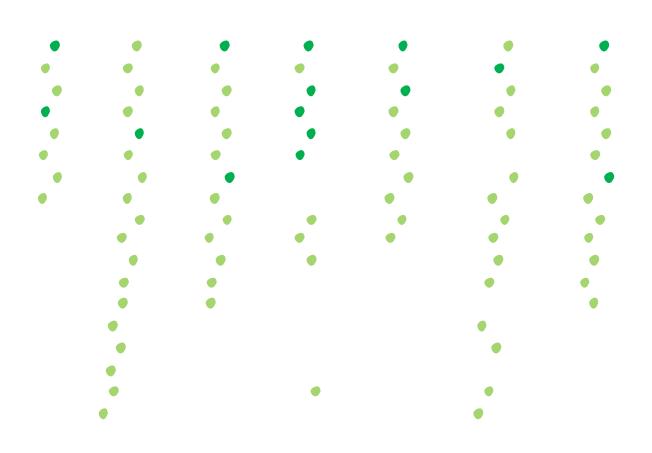


図 3-5 荻野地域の現状と目標

第4章 里地里山保全等のための施策



第4章 里地里山保全等のための施策

本計画では、里地里山の保全等の活動拠点から、最終的に全市的な取組への波及を目指します。このため、以下に示す施策により、新たな協働利用を促進し、里地里山の質の向上を図ります。

短期 里地里山の保全活動を通じて、		
取組	施策	
1 里地里山活動の 広がりと協定締結への 支援	① 里地里山活動の広がりに向けた支援② 土地所有者、地域住民等との合意形成に向けての支援③ 保全活動計画の作成支援④ 里地里山活動協定の締結の促進	
2 里地里山活動団体の 支援	 活動団体の認定 認定団体補助金の交付と申請の支援 企業や大学等とのマッチングの場の提供 後継者等の人材募集・育成に関する活動支援 認定団体間の連携の強化 指導者の派遣等の活動支援 	
3 市民の理解と参加の促進	1 里地里山に親しみを感じる情報発信2 里地里山へのふれあいの機会の提供3 市民ボランティアの公募4 企業ボランティアの協力5 保全活動の重要性と理解の促進6 農産物等の活用と地産地消の促進7 里地里山保全等促進基金への寄附と活用	
4 里地里山の 質の向上への取組	 ① 企業や大学等との連携による調査・研究の推進 ② 保全活動に関する情報、ノウハウの共有の促進 ③ 保全等の手法の調査・研究の促進 ④ 里地里山資源と活動のメニュー化の推進 ⑤ 森林整備を通じた生態系の維持・形成 ⑥ 森林のバイオマスエネルギーとしての利活用 ⑦ 有害鳥獣対策としての環境整備の推進 	

図 4-1 里地里山保全等促進計画 施策体系

4.1 里地里山活動の広がりと協定締結への支援

里地里山の多面的機能を次世代へ継承するためには、管理の担い手が不足している里地里山に、再び手を入れる必要があります。

里地里山に人の手を入れるためには活動の拠点を整備する必要があることから、重点地域を中心に拠点整備を進めるとともに、多様な主体が連携、協働した保全活動を継続的に実施していくため、活動団体と土地所有者等の合意形成や、里地里山保全等活動協定の締結に向けた支援などを行います。

1) 里地里山活動の広がりに向けた支援

現在、里地里山保全の重点地域として、荻野、小鮎、玉川の3地域が認定されています。

保全活動の活性化を図るため、重点地域内の活動協定地の充実に向けた支援を行うほか、里地里山の多面的機能の持続や向上が見られ、地域住民が主体となり保全を進める機運がある地域を、



新たな里地里山保全等地域として選定し、活動拠点づくりに向けた支援を行います。

2) 土地所有者、地域住民等との合意形成に向けての支援

里地里山の保全活動を開始しようとする団体や土地所有者に対して、地域住民や都市住民、企業等の参加を得ながら活動が開始できるよう、土地所有者の意向を踏まえ、各主体のニーズや課題解決への仲介や調整を図ることで、各主体間の合意形成に向けた支援を行います。

3) 保全活動計画の作成支援

里地里山活動協定の締結に当たっては、稲作作業や森林整備等、保全活動計画の作成が必要になりますが、活動団体の規模や活動エリアの現状、活動に係る経費等を考慮し、無理のない保全活動計画が作成できるよう支援を行います。特に、しばらく管理されていない里地里山の再生には、様々な初期整備が必要とされることから、効率的・効果的な保全活動計画となるよう、指導者や専門家を派遣する等の支援を併せて行います。

4) 里地里山活動協定の締結の促進

里地里山活動協定は、活動団体が里地里山の保全を実施するために、土地所有者等と活動区域や面積、活動内容等の必要事項を、協定として締結するものです。市では、活動団体に対する具体的な活動内容の助言のほか、協定書の作成や締結に向けての資料の作成支援を行います。

4.2 里地里山活動団体の支援

多様な主体が連携、協働して保全活動を行うためには、拠点の整備とともに 保全を実施する活動団体の育成が必要です。

農林業の営みは、地域に密着し、継続的な関わりが必要であることから、地域住民を主体とした活動団体の育成に取り組み、継続的な保全活動を行うために必要な、技術的及び財政的な活動支援を行います。

1) 活動団体の認定

市では、現在、里地里山保全の重点地域において活動を行う7団体を認定しています。

認定を受けるには、地域の農林業の知識・経験を有する者の指導や助言を受けつつ、継続的に保全活動を実施できる体制が必要になります。そこで、地域住民を主体とした体制づくりへの助言等を行い、活動団体の認定を促進します。



2) 認定団体補助金の交付と申請の支援

市が認定した里地里山活動協定に基づき、認定団体が継続的に行う保全活動に要する経費に対し、厚木市里地里山保全等促進事業補助金を交付します。

また、補助金の申請等にあたっては、事務手続等の負担を軽減するため、認定団体に対して適切なサポートを行います。

3) 企業や大学等とのマッチングの場の提供

認定団体が保全活動を続けていくためには、 団体だけではなく、多様な主体との連携、協働が 必要です。

企業や大学等との連携、協働で得られる、人材や技術、知識は団体の保全活動としていかすことが可能であり、また、企業の従業員や大学の学生等が里地里山の保全活動に参加することで、団体の組織強化や活性化にもつながります。



このことを踏まえ、市では、企業や大学等との連携の促進を図るため、マッチングの場を提供していきます。

4) 後継者等の人材募集・育成に関する活動支援

里地里山保全活動の継続性を高めるには、 認定団体の育成、スキルアップを図る必要があります。保全活動の中心となる人材を育成する研修や、初心者を対象とした技術研修に指導者等を派遣する等、人材育成への取組を支援します。また、保全活動の原動力となる人材をホームページ等で募り、後継者等を確保する取組を支援します。



5) 認定団体間の連携の強化

各重点地域の保全活動の拠点づくりと並行して、3つの重点地域全体にわたり保全活動の取組を波及させるには、活動拠点をネットワーク化し認定団体の交流を促進する必要があります。そのため、保全活動における課題解決や情報交換を目的とした認定団体間の意見交換会や、効果的な活動を推進するための研修会を実施する等、保全活動の基盤強化に努めます。

6) 指導者の派遣等の活動支援

農林業の技術を始め、郷土食や伝統文化、生物多様性の保全や外来種対策等、里地里山の多面的機能の次世代への継承には、多様な活動が想定されます。

保全活動において、多様な主体の課題やニーズの解決には、認定団体のみでは対応が難しい場合も想定されます。そこで、多様な保全活動に取り組む各主体の課題やニーズに応じて、適切な指導者を選定し派遣する等の活動を支援します。

4.3 市民の理解と参加の促進

里地里山では、農林業者の高齢化による担い手不足に加え、現在の認定団体で、主体となり活動しているメンバーの高齢化も進んでいます。次世代への里地里山の多面的機能の継承には、多くの市民の理解と参加が欠かせません。また、保全活動は、里地里山の保全及び再生のみが目的ではありません。本来の目的は、里地里山の自然の恵みを享受する機会として、市民が保全活動に参加し、健康で心豊かな生活を送るようになることです。目的の達成には、まず、里地里山の魅力、保全活動の面白さを伝えることが重要です。そこで、幅広い市民が参加するための「きっかけ」となるよう、広報活動と保全活動への参加の機会の充実を図ります。

1) 里地里山に親しみを感じる情報発信

現在、各地域で行われている保全活動は、地域住民を主体とする活動団体と市民ボランティアが中心となって行われています。里地里山の多面的機能を次世代へ継承するためには、更に多くの市民の理解と参加が欠かせません。里地里山に興味を持ち、活動を始める「きっかけ」づくりとなるよう、広報あつぎへの掲載や、さがみ自然フォーラムなどのイベント出展を通じて、魅力と大切さを伝える広報活動の充実を図っています。今後は、市ホームページやソーシャルメディアの特性(情報交換の双方向性)を効果的に活用し、保全事例や魅力的なPR方法を収集するとともに、市民が里地里山を身近に感じる情報発信を推進します。

2) 里地里山へのふれあいの機会の提供

気軽に保全活動に参加できるような体験講座 や自然観察会、収穫祭等の活動団体が行うイベントを支援し、市民が里地里山にふれあう機会を 提供します。

長く里地里山の保全活動を続けていくためには、若年層の参加は不可欠です。現在も稲作体



験等を実施していますが、今後は児童や生徒が楽しみながら参加できる環境学習や食育といったプログラムについても、積極的に推進します。

3) 市民ボランティアの公募

認定団体の保全活動をサポートするため、農林業や環境活動に理解が深く、保全に意欲的な市民ボランティアを募集し、時期や場所に応じて参加することが可能な仕組みづくりを進めます。なお、市では現在、七沢と荻野の2つの認定団体



で、市民ボランティアを公募し活動にも参加してもらっていますが、今後も、ボランティアが参加しやすい環境づくりや活動の情報発信を通して、参加者の増加を図っていきます。

4) 企業ボランティアの協力

近年、企業では SDGs への取組や CSR¹²活動として、環境保全等のためのボランティア休暇を設けるなど、積極的に従業員のボランティア参加を支援しています。企業に勤める従業員の、ボランティアへの関心も高まっていることから、企業に対して参加協力を求めるとともに、活動の場を紹介・提供する等、連携を図っていきます。



5) 保全活動の重要性と理解の促進

市民への啓発活動として、環境教育、環境学習、自然体験の場の提供を推進します。これにより、市民の里地里山への理解を深め、保全活動への参加や担い手育成につなげます。また、これらの啓発活動を通じて、SDGsや「持続可能な開発のための教育(ESD)」へも寄与します。

6) 農産物等の活用と地産地消13の促進

里地里山の保全活動が地域社会において必要とされ、定着することを目指し、厚木市都市農業支援センターや厚木市農業協同組合等と連携し、活動の成果として生み出される農産物等の活用や、販売の機会を創出する等、地産地消を促進します。



7) 里地里山保全等促進基金への寄附と活用

里地里山の保全活動を持続可能なものとするため、里地里山保全等促進基金を広く市民に周知します。また、ふるさと納税の開始に加え、今後も基金へ寄附していただける仕組みを検討する等、基金の確保に努め、効率的かつ効果的な活用を図ります。

¹² CSR: 【corporate social responsibility】企業の社会的責任の意。収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行う等、企業が市民として果たすべき責任をいう。

¹³ 地産地消:地域で生産された様々な生産物や資源(主に農産物や水産物)をその地域で消費すること。

4.4 里地里山の質の向上への取組

里地里山では、管理する担い手不足により、多面的機能が失われつつあります。

また、土地利用の単調化が進んだことで、有害鳥獣や外来種が侵入し、多くの生きものの生息・生育環境が失われる等、里地里山の質の低下における悪循環が見られます。

多様な主体の連携や協働による活動の展開は、多様な土地利用をもたらし、本市の生物多様性の保全の観点からも重要となります。このため、里地里山の多面的機能の向上を図る保全活動手法やノウハウを収集・蓄積し、認定団体間で共有・活用する等、里地里山の質の向上への取組を促進します。

1) 企業や大学等との連携による調査・研究の推進

専門的な技術、知識、人材等を有する企業や大学との連携は、里地里山が持つ多面的機能の向上を図る上で重要です。特に、生物多様性の保全やバイオマス資源の利活用、外来種の問題等は、専門的な技術や知識のアプローチが必要であり、連携した調査・研究を進め、保全



活動にフィードバックさせることで、質の高い里地里山の形成を目指します。

2) 保全活動に関する情報、ノウハウの共有の促進

認定団体による保全活動の事例やノウハウ、 大学等との連携による調査・研究の成果などを 収集し蓄積することで、活動の効率や効果を高 めるとともに、その多様化を図ります。

なお、近年では環境変化の影響で、保全活動をする際の、熱中症やウイルスへの対策が課題



となっています。国や県といった公的機関や市内の公共施設等から情報を収集し、事例などの提供を速やかに行うことで、熱中症・感染症対策への支援を行います。

3) 保全等の手法の調査・研究の促進

昭和 30 年代のエネルギー革命以降、半世紀以上の年月が経過し、各地域の自然条件から生まれた、里地里山の維持・利用の知恵や、伝統的な技術が失われつつあります。これらは地域にとって貴重な文化遺産でもあることから、里地里山の保全活動を通じて次世代に継承していくことに努めます。



また、時代に合わせた里地里山の維持管理の手法や、保全活動の在り方などの調査・研究を促進し、多面的機能の発揮に、より効果のある保全活動を推進します。

4) 里地里山資源と活動のメニュー化の推進

都市圏在住の方々にとって、稲作等の農作業は貴重な体験であり、観光資源としても十分に魅力あるものです。このため、里地里山を活用した体験型イベントの実施等、環境保全と観光面がともに発展できるようなエコツーリズムやグリーンツーリズムの視点を持つイベントの実施等を、活動団体と検討します。



また、より多くの方々に、具体的な魅力を発信できるよう、里地里山の観光資源や体験可能な保全活動のメニュー化を推進します。

5) 森林整備を通じた生態系の維持・形成

従来の里山は 20 年程度のサイクルで樹木が 伐採され、それに伴った生態系が維持・形成され てきました。

しかし、広葉樹林を原料とした炭や薪の需要が減少するにつれて、人が里山へ働きかける機会も少なくなり、里山特有の生物の生息域の縮小と生物種の減少が問題となっています。



生態系の再生には、継続的な里山の維持管理が必要なため、今後も「森林整備計画」や「元気な森づくり整備計画」にある、森林ボランティアやNPO等との市民協働の森林整備を支援します。

また、市民には、「森林づくり体験教室」等を通じて森林保全の重要性についてPRします。

6) 森林のバイオマスエネルギーとしての利活用

森林整備の推進に当たっては、そこから発生する森林資源の有効利用や活用が図られることも重要です。

近年のアウトドアブームを背景として、焚き火で薪を用いることや薪釜の利用等により、薪の需要量が年々増加しています。また、市内の一部地域



では、間伐材を炭焼きに用い、生産品については販売もされています。

化石燃料の代わりとしての木材の利用は、二酸化炭素の排出が抑制され、 地球温暖化防止にも貢献することから、炭焼きの実施や薪の製造等、貴重な 国産のエネルギー源としての利活用について支援していきます。

7) 有害鳥獣対策としての環境整備の推進

管理が放棄された里山林は、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣やヤマビルの生息域の拡大につながります。農地に隣接した藪の刈り払い等、里地里山の適切な整備と保全活動を促進し、緩衝帯としての機能を持たせることで、有害鳥獣が近付きにくい環境を整備します。



4.5 施策の状況と今後の予定

里地里山の保全等について、現状の施策及び取組と、今後の実施に向けて目指す取組を整理しました。

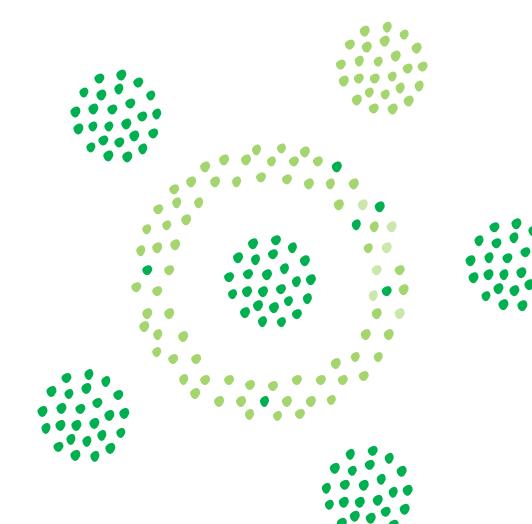
	施策	現状	今後
里地里山活動の	(1)里地里山活動の 広がりに向けた支援	玉川、小鮎、荻野の 3 地域を選定	重点地域内の協定地の 増加
広がりと 協定締結への 支援	(2)土地所有者、 地域住民等との 合意形成に向けての 支援	協定締結に向けた 助言・提案	協定締結への必要に 応じた情報提供
	(3)保全活動計画の 作成支援	保全活動に対する ヒアリングの実施	ヒアリングから把握した 必要な支援の実施
	(4)里地里山活動協定 の締結の促進	協定書の作成 資料準備の支援	情報提供など必要に 応じた支援の実施
2 里地里山活動	(1)活動団体の認定	7 団体を認定	新たな活動団体の認定
団体の支援	(2)認定団体補助金の 交付と申請の支援	厚木市里地里山保全等 促進事業補助金の交付	補助金交付の支援
	(3)企業や大学等とのマッチングの場の提供	企業や大学との連携	新たな連携先増加への 働きかけ
	(4)後継者等の 人材募集・育成に 関する活動支援	補助金活用による団体 自らの研修会の実施	研修会実施や人材育成 に関する取組支援
	(5)認定団体間の 連携の強化	協議会組織の立上げ	団体間の意見交換会・ 研修会の実施
	` '	神奈川県 里地里山 コーディネーター制度の周知	活動団体へのヒアリングによる必要な支援把握

図 4-2(1) 現状の取組と今後実施を目指す取組

	施策	現状	今後
市民の理解と	(1)里地里山に親しみを 感じる情報発信	広報あつぎへの掲載 さがみ自然フォーラム出展	ホームページやソーシャル メディアの活用
参加の促進	(2)里地里山への ふれあいの機会の提供	稲作体験、収穫祭の 実施	食育や環境学習プログラム の積極的な推進
	(3)市民ボランティアの 公募	七沢、荻野の2団体の 市民ボランティアの公募	ボランティア公募の情報発信と参加者支援の強化
	(4)企業ボランティアの 協力	企業ボランティアの参加	ボランティア協力企業 増加への働きかけ
	(5)保全活動の重要性 と理解の促進	保全団体紹介の ホームページの作成	環境教育・学習や 体験活動の場の提供など 啓発活動の推進
	(6)農産物等の活用と 地産地消の促進	みどりの祭り、農業まつり などのイベントへの参加	市民や都市住民に向けたイベント情報の発信
	(7)里地里山保全等 促進基金への 寄附と活用	ふるさと納税の開始	基金への寄附に関する新たな仕組みの検討
	(4) A ## \ 1 ## ## 0	,	
里地里山の	(1)企業や大学等との 連携による 調査・研究の推進	希少種等の生き物調査 の実施	調査・研究結果の保全活動へのフィードバック
質の向上への 取組	(2)保全活動に関する 情報、ノウハウの 共有の促進	里山サミット(神奈川県) の参加	各認定団体の活動での メリット・デメリット等の共有
	(3)保全等の手法の調査・研究の促進	保全のための機械や 機具の指導・研修	保全に関する手法や 研究結果の情報収集・提供
	(4)里地里山資源と 活動のメニュー化の 推進	あつぎ飯山花まつりの実施 ハイキングコースの利用	市民が体験可能な保全活動のメニュー化
	(5)森林整備を通じた 生態系の維持・形成	森林づくり体験教室の 実施	体験教室など実施する際の PR強化
	(6)森林の バイオマスエネルギー としての利活用	炭焼きの実施 薪の製造	バイオマス利活用増加への 支援
	(7)有害鳥獣対策 としての 環境整備の推進	水田に面した斜面地の下草刈り、電気柵の設置	被害の状況に合わせた対策の支援

図 4-2 (2) 現状の取組と今後実施を目指す取組

第5章 計画の推進



第5章 計画の推進

里地里山の保全活動は、地域の農林業の営みに立脚しながら、里地里山の多面的機能を継承していくという視点を重視する必要があることから、土地所有者と地域住民の主体的な取組が大切です。

土地所有者と地域住民の主体性を尊重し、多くの市民、企業、市等が相互に連携、協働して、息の長い継続的な保全活動の展開を目指すための体制を構築します。

5.1 各主体と役割

地域ごとに景観や機能、人との関わりが異なる里地里山の保全活動は、地域の特性に応じた取組が必要です。地域の主体的な取組を基に、農林業者や市民、里地里山活動団体、企業、専門家、市等の幅広い主体が参加しながら、すべての関係者が「トータルウィン」の関係となるよう、幅広い保全活動へと進めていくことが大切です。

1) 農林業者と地域住民

里地里山の主となる担い手としてだけではなく、地域の産業や文化を将来へと継承する視点からも、活動の中心となる役割が期待されます。

都市住民や企業等と幅広く関わりを持つような、新しい時代の開かれた農林業と地域コミュニティへと成長することが期待されます。

2) 都市住民、ボランティア、里地里山活動団体

人に優しく関わることができる里地里山の自然は、都市住民の感性を刺激するものです。自然観察会や地域の祭り、イベント等参加しやすいところから始め、少しずつ魅力を理解しながら、長く活動を続け、ボランティア参加者とともに新しい担い手に育つことが期待されます。里地里山活動団体は、自ら活動するとともに、多くの市民に里地里山の保全への関心や理解を深めるための窓口となることや、特産品の開発、販売等、間接的に保全活動を支援することが期待されます。

3) 企業

本市においては、企業の社会的貢献への取組の一つとして、既に複数の企業が活動に関わっていますが、資金等の担い手となるだけではなく、地域に根づいた企業活動の一つとなるように、従業員等の継続的な保全活動への参加等、地域との連携・協働が期待されます。さらに、商工業者による地域資源を活用した特産品づくり、観光、イベントと組み合わせた活動への参加等、地域活力を

高める活動も期待されます。

4) 大学·専門家

地域の専門性をいかした大学には、専門的な立場からすべての担い手に、里地里山の理解の手助けとなる情報発信、生きもの調査の実施・評価・指導、生物多様性の向上と地域活動の調和を視点とした活動の指導等について関わるとともに、地域資源のいかし方を考えるコーディネーターとしての役割も期待されます。

特に大学等の学生は、停滞しがちな高齢者主体のコミュニティに、若い人が集うことで、世代間交流の促進とともに、地域活力の向上も期待できます。

5) 市

本市では、多様な主体の連携、協働による保全活動を促進するために、神奈川県や関係機関と連携し、厚木市里地里山保全等促進条例に基づき、 里地里山保全等地域の選定、里地里山活動団体の認定及び協定の認定、 支援制度の整備、交流の促進、人材育成等を行っていきます。

特に、里地里山と関わりの薄い市民が、里地里山に興味を持ち、保全活動を始める機会や場を提供し、裾野を広げ、全市的な活動へとつながるような普及啓発活動に重点を置いていきます。

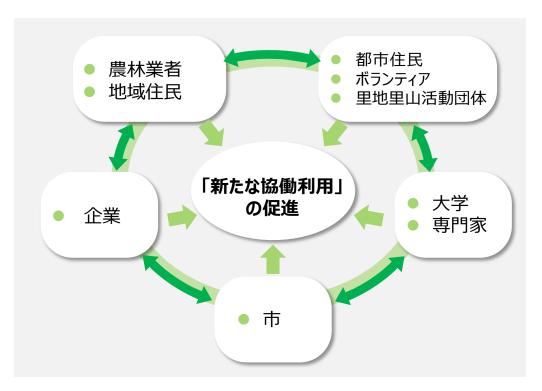


図 5-1 各主体の役割

5.2 推進体制

本計画では、多様な主体が連携、協働し、多様な活動を展開することで里地里山の多面的機能の次世代への継承を図ります。そのため、施策・事業の実施に当たっては、これらの各主体が情報の共有や意見交換を行い、保全活動のネットワークを構築しながら計画の推進を図っていく必要があります。

そのため、市民、市民団体、企業、学識経験者、関係行政機関等で構成する厚木市里地里山保全等促進委員会、また、全市的な取組を推進する必要があることから、庁内の関係各課で構成する生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会と連携しながら、計画の推進を図っていきます。

5.3 進行管理

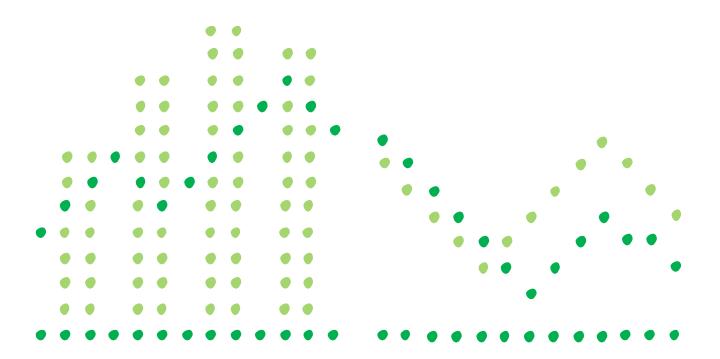
効果的な進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、厚木市里地里山保全等促進委員会において、計画に示した施策の実施状況を定期的に点検、検証し、必要に応じて見直しを行います。

見直しは、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action (改善)の PDCA サイクル(デミングサークル)に基づいて実施していきます。



図 5-2 PDCA サイクル

第6章 資料編



第6章 資料編

6.1 厚木市里地里山保全等促進条例

(目的)

- 第1条 この条例は、里地里山の保全及び活用(以下「里地里山の保全等」という。) についての基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、里地里山活動団体及び 市民の役割等を明らかにするとともに、里地里山の保全等を促進するために必 要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継 承を図り、もって市民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 里地里山 現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林(その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。)その他これらに類する土地(以下これらを「農林地等」という。)及び集落で構成される地域をいう。
 - (2) 土地所有者等 里地里山の農林地等を所有し、又は管理しているものをいう。
 - (3) 里地里山活動団体 里地里山の保全等に係る活動(以下「保全活動」という。)を積極的かつ主体的に行う団体をいう。
 - (4) 里地里山の多面的機能 良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害 の防止、伝統的な文化の伝承、余暇及び教育的な活動の場の提供等里地里 山の有する多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

- 第3条 里地里山の保全等は、里地里山の恵みを多くの市民が享受していることに 鑑み、里地里山の資源を市民共有の恵みとして位置付け、市、土地所有者等、 里地里山活動団体、市民等が相互に連携し、及び協働して行われなければなら ない。
- 2 里地里山の保全等は、里地里山の農林業の営みを尊重しつつ、多様な分野に わたる活用を通じて、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵みを市民が将 来にわたって享受できるよう継続的に行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、里 地里山の保全等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、里地里山の保全等に関する市民の理解を深めるために必要な普及啓発 を行うものとする。
- 3 市は、里地里山の保全等の促進に関する施策を実施するに当たっては、土地所

有者等の権利を制限することのないよう配慮するとともに、国、神奈川県その他の地方公共団体及び関係機関と当該施策を協力して行うよう努めるものとする。 (土地所有者等の役割)

- 第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、里地里山の保全等の促進が図られるよう努めるものとする。
- 2 土地所有者等は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(里地里山活動団体の役割)

- 第6条 里地里山活動団体は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、継続して保全活動を行うよう努めるものとする。
- 2 里地里山活動団体は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

- 第7条 市民は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、保全活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう 努めるものとする。

(基本計画)

- 第8条 市長は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する基本計画(以下「基本計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標
 - (2) 里地里山の保全等の促進に関し、市が計画的に講ずべき施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、厚木市里地里山保全等促進委員会 の意見を聴かなければならない。

(保全等地域の選定)

- 第9条 市長は、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域を里地里山保全等地域(以下「保全等地域」という。)として選定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により保全等地域を選定したときは、その旨並びにその名 称及び区域を告示するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により選定した保全等地域を神奈川県里地里山の保全、 再生及び活用の促進に関する条例(平成19年神奈川県条例第61号)第8条

第1項に規定する里地里山保全等地域に選定すべき地域として神奈川県知事 に申し出ることができる。

4 第2項の規定は、保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。

(里地里山活動団体の認定)

- 第10条 前条第1項の規定により選定された保全等地域において保全活動を行お うとする里地里山活動団体は、里地里山の保全等の促進に資する団体として市 長の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請をした団体が次の各号のいずれにも該当すると きは、第1項の認定をするものとする。
 - (1) 保全活動が行われる地域の農林業について知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。
 - (2) 保全活動を継続的に行うことが見込まれていること。
 - (3) 次のいずれにも該当する定めを有していること。
 - ア 名称及び目的を定めていること。
 - イ 意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の 参加を不当に差別していないこと。
 - ウ 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにして いること。
 - エ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。
- 4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請 をした団体に通知するものとする。

(認定団体の認定の取消し)

第11条 市長は、前条第1項の規定により認定を受けた里地里山活動団体(以下「認定団体」という。)が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき又は前条第3項各号のいずれかに該当しなくなったときは、その認定を取り消すことができる。

(里地里山活動協定の認定)

- 第12条 保全等地域において、保全活動を行おうとする認定団体及び当該保全活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定(以下「里地里山活動協定」という。)を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。
 - (1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積
 - (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項
 - (3) 認定団体が行う保全活動の内容
 - (4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置

- (5) 里地里山活動協定の期間
- (6) その他必要な事項
- 2 前項の認定を受けようとする認定団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項 の認定をするものとする。
 - (1) 里地里山活動協定の内容が保全等地域における里地里山の保全等の促進に資すると認められるものであること。
 - (2) 里地里山活動協定に係る保全活動が継続的に行われると認められるものであること。
 - (3) 里地里山活動協定の内容がこの条例及び関係法令に違反するものでない こと。
 - (4) 里地里山活動協定の内容がその対象となる農林地等の利用を制限するものでないこと。
- 4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請 をした認定団体及び土地所有者等に通知するものとする。

(里地里山活動協定の変更)

- 第13条 前条第1項の規定による認定を受けた里地里山活動協定に係る認定団体及び土地所有者等は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準 用する。

(里地里山活動協定の廃止)

第14条 里地里山活動協定に係る認定団体又は土地所有者等は、当該里地里 山活動協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならな い。

(里地里山活動協定の認定の取消し)

- 第15条 市長は、里地里山活動協定に係る認定団体が第11条の規定による認定 団体の認定を取り消されたとき又は里地里山活動協定が第12条第3項各号の いずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該里地里山活動協定の認定を取 り消すものとする。
- 2 第 12 条第4項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(里地里山活動協定に係る活動に対する支援)

第16条 市は、里地里山活動協定に係る認定団体に対し、当該里地里山活動協定に基づく保全活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(認定団体と市民との交流の促進等)

第17条 市は、認定団体と市民との保全活動に係る交流の促進を図るとともに、

認定団体と法人その他の団体との保全活動に係る連携の促進を図るものとする。 (里地里山保全等促進基金の設置)

- 第18条 里地里山の保全等を促進するため、厚木市里地里山保全等促進基金 (以下「基金」という。)を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により 保管しなければならない。
- 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 5 里地里山の保全等を促進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、 一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
- 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、 その全部又は一部を処分することができる。
- 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、認定団体に対して、助成することができる。
- 9 市長は、認定団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市里地里山保全等 促進委員会の意見を聴くものとする。

(里地里山保全等促進委員会)

- 第19条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市里地里山保全等促進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(報告又は資料の提出)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、認定団体に対し、報告 又は資料の提出を求めることができる。

(評価等)

第21条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の 運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第22条この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規 則で定める。 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条、第19条及び附則第2項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木 市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第65号を第66号とし、第64号の次に次の1号を加える。

(65) 里地里山保全等促進委員会の委員

第2条第1項中「第64号」を「第65号」に改め、同条第2項中「前条第65号」を 「前条第66号」に改める。

第3条中「第1条第65号」を「第1条第66号」に改める。

第5条第1項中「第65号」を「第66号」に改める。

第6条第1項第1号中「第64号」を「第65号」に改める。

別表に次のように加える。

	里地里山保全等促進委員会	委員長	日額	8,800円
65	の委員	委員	日額	7,800円

6.2 厚木市里地里山保全等促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市里地里山保全等促進条例(平成25年厚木市条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(里地里山活動団体の認定の申請)

- 第2条 条例第10条第2項の規定による申請は、里地里山活動団体認定申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 当該申請を行う団体の定款又はこれに準ずるものの写し
 - (2) 当該申請を行う団体の構成員の氏名及び住所を記載した名簿
 - (3) 実施する保全活動の内容を記載した資料
 - (4) その他市長が必要と認める資料

(里地里山活動団体の認定の通知)

第3条 条例第10条第4項の規定による通知は、里地里山活動団体認定通知書 により行うものとする。

(里地里山活動協定の認定の申請)

- 第4条 条例第12条第2項の規定による申請は、里地里山活動協定認定申請書により行うものとする。
 - 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 里地里山活動協定に係る協定書の写し
- (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の登記事項証明書及び登記所 に備えられた地図又はこれに準ずる図面の写し
 - (3) 里地里山活動協定に係る活動の計画を記載した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(里地里山活動協定の認定の通知)

第5条 条例第12条第4項の規定による通知は、里地里山活動協定認定通知書により行うものとする。

(認定里地里山活動協定の変更認定の申請)

- 第6条 条例第13条第2項において準用する条例第12条第2項の規定による申請 は、里地里山活動協定変更認定申請書により行うものとする。
- 2 前項に規定する申請書には、第4条第2項各号に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(認定里地里山活動協定の廃止の届出)

第7条 条例第14条の規定による届出は、認定里地里山活動協定廃止届出書により行うものとする。

(里地里山保全等促進委員会の委員)

- 第8条 条例第19条に規定する厚木市里地里山保全等促進委員会(以下「委員会」という。)の委員(以下「委員」という。)は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 里地里山の保全及び活用に関し、優れた識見を有する者(任期)
- 第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

- 第10条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定 した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も 同様とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、条例主管課で処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第14条までの規定は、 平成26年4月1日から施行する。

6.3 各重点地域の評価基準

1) 評価基準

各重点地域の長期目標の設定にあたり用いた評価基準を示す。

X •: 12 m o n m l l			
評価項目	ランク	評価基準	
1)活動団体の	1	・活動団体の会員の減少により、今後の活動の継続が困	
継続性	1	難である。	
	2	・活動団体の会員の性別や年齢構成に偏りがある。特に、	
	2	会員の高齢化と減少が見られる。	
	3	・活動団体の会員の性別や年齢構成に偏りはあるが、育成	
	3	プログラム等により後継者の育成が進んでいる。	
	4	・活動団体の会員の性別や年齢構成は多様である。会員	
	4	数も増加傾向にある。	
2)保全活動の	1	・活動団体はあるが、組織的な活動は実施していない。	
発展性	2	・主に活動団体の会員で、定期的な活動を実施している。	

表 6-1 各重点地域の評価基準

評価項目	ランク	評価基準
	2	・活動団体の会員に加え、地域住民にもボランティア等での
	3	活動参加を促し、協働で保全活動を進めている。
		・保全活動に地域独自の文化(お祭り・風習・昔話等)
	4	を組み込んでいる。又は上記2に加え、環境教育や企業
	4	CSR研修等、地域内外に里地里山の重要性を発信して
		いる。
3)里地里山環	1	・保全活動がなければ、荒地となる。
境の持続性	2	・保全活動によって、里地と里山環境のいずれかが保たれて
		いる。
	3	・保全活動によって、里地と里山環境の両方が保たれてい
		る。
	4	・保全活動がなくても、農業利用等により里地と里山環境
	T	が保たれている。
4)生物多様性	1	・外来種や特定の種のみ優先している。又は、これらの種が
(種の指標)	.	大幅に増加傾向にある。
	2	・在来種が主であるが、その数が減少傾向にある。
		・一部の外来種が増加している。
		・里地里山に特徴的な種(里地里山的環境を好む種、里地
	3	里山的環境に依存性の高い種、複数の異なる環境を必要と
		する種)が多くを占める。
		・上記2に加え、ハチクマやサシバ等、里山を代表する渡り鳥の繁
	4	殖地・中継地になっており、広域の生物多様性に寄与してい
	_	る。
5) 土 地 利 用 の	1	・遊休農地等になっており、人の手が加わらず荒地化が進んでい
多様性	1	る 。
(生態系ネット		・土地利用が、水田や畑利用に限られる等、偏重的である。
ワークの指	2	・近隣の緑地や水辺とは、人工的な用水路や街路樹で、(線
標)		的に)つながっている。
		・農地利用しており、また、水辺、樹林地が存在している。
	3	・近隣の緑地や水辺とは、自然護岸の河川・水路、農地や雑
		木林等で、(線的に)つながっている。
		・農地、ため池、雑木林、草地等の環境がモザイク状に存在して
	4	いる。
		・里山から奥山まで、水辺や森林で面的なつながりがある。
6)ユーティリティ	1	・保全地域を一般公開していない。
(利便性)	2	・公共交通でアクセス可能である。又は、近隣に駐車スペースが
	۷.	ある。
	3	・上記2に加え、トイレや歩道、ベンチ、木陰等が利用できる。
	4	・上記2に加え、環境学習の拠点となる会議場等もある。
7)アメニティ	1	・ゴミの不法投棄や排水等により、快適性が損なわれている。

評価項目	ランク	評価基準
(快適性)	2	・交通量の多い道路に面していることや、特定の雑草や害虫が
	2	多い等、快適性が低下する要因がある。
	3	・緑地・木陰・水辺・日光等と、快適に触れ合うことができる。
	4	・上記3に加え、里山から遠方の奥山まで、一体的な景観として
	4	眺望でき、魅力ある環境を楽しむことができる。

2) 各重点地域の評価の根拠

各重点地域(玉川地域、小鮎地域、荻野地域)の現地踏査及び活動団体へのヒアリングを基に、現状と目標の評価に用いた根拠を整理した。

表 6-2 各重点地域の評価の根拠(玉川地域)

	長 6-2 各里点地域の評価の依	
評価項目	現状	目標
1)活動団体の継続性	・会員の高齢化と後継者の不在が 課題である。地域の人口は減 少傾向にあり、解決に向けた方 法を模索している。	・魅力ある自然をフィールドにした保全活動を発信し、近隣地域からの会員確保につなげていく。 また、他団体の人材育成プログラ
		ムの水平展開により、後継者の 育成を進めていく。
2)保全活動の発展性	・保全活動に加え、ボランティアや地域住民とともに収穫祭などの体験活動を実施している。 ・活動場所は、大学等の調査や企業の原料生産(酒造会社)、 CSR活動の場にもなっている。	・現在の大学や企業との関係性を維持しながら、他分野で活動する団体等と新たな連携を図り、より広く里地里山の重要性を発信していく。
3)里地里山環境の持続性	・継続的な保全活動で、活動場所の遊休農地化やニホンジカ、イノシシ等の侵入による荒地化を避けている。 ・雑木林は、間伐し炭焼きの原料としていたが、作業時の煙等の影響もあり、周辺住民等の理解を得ることが難しくなっている。	・水田等の里地の保全活動の他、 ・雑木林の下草刈りや間伐、薪の 製造や炭焼きも、地域の理解と 協力を得ながら、里山の保全活 動として加えていく。
4)生物多様性 (種の指標)	・かつていたイタチやキツネは見る機会が少なくなった。代わって、イノシシやニホンジカ増えた。 ・ゲンジボタルやサワガニも減っている。	・サシバやオオタカ等の猛禽類、ホトケドジョウやゲンジボタル等の里地里山の代表種が、日常的に確認できる環境整備に努め、里地里山の再生を進めていく。
5) 土 地 利 用 の 多様性 (生態系ネット ワークの指 標)	・水田、畑、沢、樹林地等、多様な環境が活動の対象となっている。	・活動団体を始めとした多様な主体が協働し、現状の豊かな里地 里山の環境を保全していく。
6)ユーティリティ (利便性)	・公共交通機関として路線バスがあるが、運行本数は多くない。 ・駐車場とトイレ等の設備は近隣にある。 ・休憩場所は、木陰等、活動場所に多く存在する。	・駐車場や休憩場所といった設備 の維持に努め、活動参加者や訪 れる人への利便性の確保を図っ ていく。
7)アメニティ (快適性)	・水田や雑木林、奥山まで、一体的な景観として眺望できる。 ・木陰や水辺も豊富であり、快適な環境で自然に触れ合うことができる。	・活動団体を始めとした多様な主体が協働し、自然豊かな景観を保全する活動を継続していく。

表 6-3 各重点地域の評価の根拠(小鮎地域)

表 6-3 各重点地域の評価の根拠(小鮎地域)				
評価項目	現状	目標		
1)活動団体の	・会員は男性が多い。また、後継	・保全活動を通して花や畑の魅力		
継続性	者の育成も必要である。「活動地	が伝わることで、多様な年代、性		
	域への深い理解」と「里地里山に	別の参加者が増加していく。		
	関する豊富な知識」を持つ人材	また、他団体の人材育成プログラ		
	が必要である。	ムの水平展開により、後継者の		
		育成を進めていく。		
2) 保全活動の	・保全活動参加者に加え、地域	・花まつりといったイベントや農業体		
発展性	住民も花まつりを楽しんでいる。	験に、地域の大学や企業を取り		
	また、活動地の畑は農業体験の	込むことで活動の活性化を進めて		
	場として市内外から広く参加者を	いく。		
	募っている。	・花や野菜といった畑の活動に加え		
	・農業体験では、地域の温泉旅	て、水辺の活動等の新たなメニュ		
	館と連携をしている。	ーにより、保全活動を活性化して		
	・地域の団体間で、人材の交流や	いく。		
	ノウハウの共有が図られている。			
3)里地里山環	・保全活動を実施する前は、遊休	・「水辺の再生活動」等の推進に		
境の持続性	農地となっていた場所が多く、現	向け、現在の保全活動に新たな		
	在までの活動によって里地の風景	活動メニューを加え、多面的で持		
	が保たれている。	続性のある里地里山の保全活		
		動に努めていく。		
4)生物多様性	・対策を含めた保全活動によって、	・生物多様性の低下につながる外		
(種の指標)	イノシシやニホンジカなどの活動場	来種への対策を施し、里地や周		
	所への侵入は防いでいるが、外来	辺河川における代表的な在来種		
	種のハクビシンの数や被害が拡大	が生息・生育できるよう保全活動		
	傾向にある。	を進めていく。		
	・近隣の河川には、ウナギやウグイ、			
	アユ等、里地の魚が生息してい			
	る。			
5)土地利用の	・活動団体の主な保全活動の場	・多自然型用水路への改修やビオー		
多様性	所は、花や野菜の栽培を目的と	トープ造り等の検討の他、活動		
(生態系ネット	した畑となっている。	場所周辺の水辺の保全を図り、		
ワークの指		豊かで一体的な里地里山の環		
標)		境整備を進めていく。		
6)ユーティリティ	・公共交通機関として路線バスが	・駐車場や休憩場所といった設備		
(利便性)	あるが、運行本数は多くない。	の維持に努め、活動参加者や訪		
	・駐車場とトイレ等の設備は近隣	れる人への利便性の確保を図っ		
	にある。	ていく。		
	・休憩場所は、木陰等、活動場			
	所に多く存在する。	W.18=+		
7)アメニティ	・畑の周辺には、水辺や樹林地も	・地域固有の資源である、神社仏		
(快適性)	あり、多様な自然環境を楽しむこ	閣等の歴史的建造物との連携を		
	とができる。	図ることで、里地里山の魅力を高		
		めていく。		

表 6-4 各重点地域の評価の根拠(荻野地域)

評価項目	表 0-4 各里点地域の評価の依 現状	目標
	7 - 11 - 1	1 1 1 2
1)活動団体の	・会員の高齢化が課題であるもの	・次世代を担う若手の育成が進
継続性	の、次世代の育成を進めている活	み、保全活動が活性化すること
	動団体もある。	で、参加者が増加する好循環と
		なっていく。
2)保全活動の	・会員に加え、地域の小中学生も	・大学のボランティア活動や、企業
発展性	植樹等の保全活動に参加してい	のCSR活動の場として活用される
	る。	ことで、活動地域内外に広く里地
	・市が実施する「里山マルチライブプ	里山の重要性を発信していく。
	ラン」に参加するボランティアも多	
	い。	
3)里地里山環	・稲作等を実施する活動団体と、	・活動団体等による継続的な保
境の持続性	植樹や間伐による山林の維持管	全活動が実施されることで、地域
	理をする活動団体があり、里地と	の豊かな里地里山の環境を維持
	里山の両方の環境が維持されて	管理していく。
	いる。	
4)生物多様性	・ウシガエルやアメリカザリガニといった	・ウシガエルやアメリカザリガニ等の外
(種の指標)	外来種が見られる。一方で、ヤマ	来種やイノシシ等への対策による
	カガシやといった在来種も多い。	個体数の減少と、継続した環境
	ゲンジボタルは数が減少している。	整備により、里地里山を代表す
	・活動する里地付近で、イノシシが	る在来種のアカハライモリやゲンジ
	増加傾向にあり、電気柵による	ボタル等を増加させていく。
	防護に取り組んでいる。	
5)土地利用の	•水田、畑、水路、樹林地等、多	・里地の多自然型用水路への改
多様性	様な環境が活動の対象となってい	修やビオトープ造り等を検討する
(生態系ネット	る。	他、活動場所周辺の整備を通じ
ワークの指	・里地の一部には、交通量の多い	て、豊かで一体的な里地里山の
標)	道路やコンクリート護岸の用水路	環境確保を進めていく。
	があり、奥山までの面的な連続性	
	は見られない。	
6)ユーティリティ	・公共交通機関として路線バスが	・駐車場や休憩場所といった、活
(利便性)	あるが、運行本数は多くない。	動場所付近の設備の維持に努
	・駐車場とトイレ等の設備は近隣	め、活動参加者や訪れる人への
	にある。	利便性の確保を図っていく。
	・休憩場所は、木陰等、活動場	
	所に多く存在する。	
7)アメニティ	・田植え後の棚田の景観は、里地	・雑木林の間伐等を適切に進め、
(快適性)	里山の原風景であり、訪れる人を	ハイキングコース等を含めた里地
	楽しませている。	里山の眺望や景観を楽しむことが
	・春や秋には、里山に植樹した桜	できる環境整備に努めていく。
	や紅葉を楽しむことができる。	・ヤマビルは、寄生主のイノシシやニ
	・ヤマビルが増加傾向にあり、保全	ホンジカ等への対策により数を減
	活動に参加するボランティア等に	少させていく。
	影響を与えている。	